



鳥取県公報

平成12年11月24日(金)

号外第107号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 平成12年度鳥取県一般会計補正予算等(専決処分)(財政課)..... 1
 平成12年度鳥取県一般会計補正予算等(臨時県議会議決)(＼)..... 4

告 示

鳥取県告示第653号

平成12年10月10日専決処分した平成12年度鳥取県一般会計補正予算、平成12年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算及び平成12年度鳥取県営埋立事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度鳥取県一般会計補正予算

平成12年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ470,161,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		91,862,920 ^{千円}	787,000 ^{千円}	92,649,920 ^{千円}
	1 国 庫 負 担 金	25,928,675	203,000	26,131,675
	2 国 庫 補 助 金	64,081,798	584,000	64,665,798
12 繰 入 金		16,474,447	70,000	16,544,447
	2 基 金 繰 入 金	15,848,340	70,000	15,918,340

13	繰越金		1,727,519	2,563,000	4,290,519
	1 繰越金		1,727,519	2,563,000	4,290,519
15	県債		55,863,000	1,580,000	57,443,000
	1 県債		55,863,000	1,580,000	57,443,000
歳入合計			465,161,503	5,000,000	470,161,503

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3	民生費	37,907,837	800,000	38,707,837
	4 災害救助費	8,714	800,000	808,714
11	災害復旧費	5,688,857	4,200,000	9,888,857
	1 農林水産施設災害復旧費	2,457,279	1,300,000	3,757,279
	2 土木施設災害復旧費	3,231,578	2,400,000	5,631,578
	3 県立施設災害復旧費	0	500,000	500,000
歳出合計		465,161,503	5,000,000	470,161,503

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道施設災害復旧費	29,000		%		109,000		%	
治山施設等災害関連事業費	195,000				284,000			
漁港施設災害復旧費	84,000				151,000			
建設災害復旧費	844,000				1,404,000			
耕地災害復旧費	0				124,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することが	10以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中で

						できる。		あっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
住宅災害復旧費	0				160,000	同 上	同上	同 上
県立施設災害復旧費	0				500,000	同 上	同上	同 上
計	55,863,000				57,443,000			

平成12年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成12年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ819,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 県 債		45,000 ^{千円}	410,000 ^{千円}	455,000 ^{千円}
	1 県 債	45,000	410,000	455,000
歳 入 合 計		409,905	410,000	819,905

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		297,834 ^{千円}	410,000 ^{千円}	707,834 ^{千円}
	1 事 業 費	297,834	410,000	707,834
歳 出 合 計		409,905	410,000	819,905

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
魚市場事業費	45,000 ^{千円}		%		455,000 ^{千円}		%	
計	45,000				455,000			

平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中災害復旧の財源にあてるため、企業債200,000千円を借り入れる。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	654,643千円	200,000千円	854,643千円
第4項 企業債	0千円	200,000千円	200,000千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	776,115千円	200,000千円	976,115千円
第1項 営業費用	550,448千円	200,000千円	750,448千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「618,000千円」を「818,000千円」に改める。

平成12年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成12年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成12年度鳥取県営埋立事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 埋立事業費	1,110,367千円	30,000千円	1,140,367千円
第1項 営業費用	1,110,355千円	30,000千円	1,140,355千円

鳥取県告示第654号

平成12年11月臨時県議会で11月2日議決された平成12年度鳥取県一般会計補正予算、平成12年度鳥取県県境港水産施設事業特別会計補正予算、平成12年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成12年度鳥取県営電気事業会計補正予算、平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算及び平成12年度鳥取県営埋立事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度鳥取県一般会計補正予算

平成12年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,939,040千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498,100,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		4,942,862	83,916	5,026,778
	2 負担金	4,597,703	83,916	4,681,619
9 国庫支出金		92,649,920	8,482,414	101,132,334
	1 国庫負担金	26,131,675	4,453,737	30,585,412
	2 国庫補助金	64,665,798	4,028,677	68,694,475
12 繰入金		16,544,447	12,867,272	29,411,719
	2 基金繰入金	15,918,340	12,867,272	28,785,612
13 繰越金		4,290,519	129,754	4,420,273
	1 繰越金	4,290,519	129,754	4,420,273
14 諸収入		45,348,126	3,519,684	48,867,810
	4 貸付金元利収入	37,509,210	3,082,500	40,591,710
	5 受託事業収入	1,109,297	437,184	1,546,481
15 県債		57,443,000	2,856,000	60,299,000
	1 県債	57,443,000	2,856,000	60,299,000
歳入合計		470,161,503	27,939,040	498,100,543

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		41,835,828	8,557,796	50,393,624
	1 総 務 管 理 費	16,212,870	422,796	16,635,666
	4 市 町 村 振 興 費	2,970,549	8,100,000	11,070,549
	6 防 災 費	1,720,426	35,000	1,755,426
3 民 生 費		38,707,837	222,737	38,930,574
	1 社 会 福 祉 費	25,474,560	28,500	25,503,060
	2 児 童 福 祉 費	10,580,616	48,087	10,628,703
	4 災 害 救 助 費	808,714	146,150	954,864
4 衛 生 費		12,060,173	38,384	12,098,557
	1 公 衆 衛 生 費	3,008,077	5,884	3,013,961
	2 環 境 衛 生 費	1,599,857	32,500	1,632,357
6 農 林 水 産 業 費		61,587,157	224,577	61,811,734
	1 農 業 費	15,095,652	2,314	15,097,966
	4 林 業 費	13,911,900	60,000	13,971,900
	5 水 産 業 費	6,622,297	162,263	6,784,560
7 商 工 費		42,956,796	2,712,238	45,669,034
	1 商 業 費	34,773,535	2,657,348	37,430,883
	2 工 鉱 業 費	6,994,966	24,890	7,019,856
	3 観 光 費	1,188,295	30,000	1,218,295
8 土 木 費		93,425,349	6,186,600	99,611,949
	1 土 木 管 理 費	935,552	1,100	936,652
	3 河 川 海 岸 費	21,025,210	1,700,000	22,725,210
	6 住 宅 費	5,603,477	4,485,500	10,088,977
9 警 察 費		19,410,251	90,506	19,500,757
	1 警 察 管 理 費	17,384,428	57,831	17,442,259
	2 警 察 活 動 費	2,025,823	32,675	2,058,498
10 教 育 費		77,050,393	57,412	77,107,805
	1 教 育 総 務 費	3,980,991	12,192	3,993,183

	2 小 学 校 費	25,659,400	1,698	25,661,098
	3 中 学 校 費	13,453,985	475	13,454,460
	4 高 等 学 校 費	20,999,708	31,597	21,031,305
	5 特 殊 学 校 費	5,267,612	248	5,267,860
	6 社 会 教 育 費	4,810,237	9,778	4,820,015
	7 保 健 体 育 費	2,878,460	1,424	2,879,884
11 災 害 復 旧 費		9,888,857	9,848,790	19,737,647
	1 農林水産施設災害復旧費	3,757,279	3,986,814	7,744,093
	2 土木施設災害復旧費	5,631,578	5,661,976	11,293,554
	3 県立施設災害復旧費	500,000	200,000	700,000
歳 出 合 計		470,161,503	27,939,040	498,100,543

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 海 岸 費	砂防災害関連等緊急事業費	1,156,000 <small>千円</small>
11 災 害 復 旧 費	2 土木施設災害復旧費	12年建設災害復旧費	3,127,000
		12年港湾災害復旧費	603,866
計			4,886,866

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
鳥取県西部地震私立学校復旧支援利子補給	平成13年度から平成18年度まで	13,740 <small>千円</small>
鳥取県西部地震災害援護資金利子補給	平成16年度から平成18年度まで	4,459
鳥取県西部地震生活福祉資金利子補給	平成14年度から平成18年度まで	8,456
鳥取県西部地震母子寡婦福祉資金利子補給	平成13年度から平成18年度まで	1,844
震災対策商工業復興支援緊急対策事業利子補給	平成13年度から平成18年度まで	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金実施要綱に基づき融資を受けた事業者について、融資の実行の日から6年間の期間につき、その末端金利を無利息にするために要する額から市が負担する額を差し引いた額
震災対策商工業復興支援緊急対策事業信用保証料補助	平成13年度から平成18年度まで	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金実施要綱に基づき融資を受けた事業者について、融資の実行の日から6年間の期間につき、その信用保証料を0%にするために要する額

平成12年被害農林漁業者 経営資金利子補助	平成13年度から 平成19年度まで	4,515
平成12年鳥取県西部地震被害 農業者対策特別資金利子等補助	平成13年度から 平成19年度まで	41,462
平成12年度水産業復興支援 緊急対策資金利子補給	平成13年度から 平成22年度まで	218,173
平成12年度水産業復興支援 漁業近代化資金等利子補給	平成13年度から 平成18年度まで	59,310
平成12年度水産業復興支援資金 信用保証料補助	平成13年度から 平成22年度まで	180,443
鳥取県西部地震被災者向け民間 賃貸住宅家賃負担軽減補助	平成12年度から 平成13年度まで	鳥取県西部地震の被災者が民間賃貸住宅に入居する場合に、市町村が行う家賃補助について、1か月1戸当たりの補助対象限度額を3万円として補助対象経費の2分の1に相当する額
鳥取県西部地震被災者向け 空き家活用型家賃負担軽減補助	平成12年度から 平成13年度まで	市町村が民間空き家を借り上げて補修し、鳥取県西部地震の被災者に賃貸する経費について、補修経費1戸当たりの補助対象限度額を50万円（特認100万円）として補助対象経費の2分の1に相当する額と家賃補助1か月1戸当たりの補助対象限度額を3万円として補助対象経費の2分の1に相当する額を合算した額
鳥取県西部地震被災者向け 住宅復興補助	平成12年度から 平成15年度まで	鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金として市町村が助成する額のうち、一件につき、建設については補助対象限度額を300万円として補助対象経費の3分の2に相当する額、補修については補助対象限度額を150万円として補助対象経費が50万円以下の場合は2分の1に相当する額、50万円を超え150万円までの額については25万円に50万円を超える額の3分の1に相当する額を加えた額、石垣・擁壁補修等については、補助対象限度額を150万円として補助対象経費の3分の1に相当する額を合算した額
鳥取県西部地震被災者向け 住宅資金利子補給	平成12年度から 平成21年度まで	鳥取県西部地震により被災した住宅を建設・補修するため、住宅金融公庫等から建設2,080万円、補修970万円を限度として年2.1%以内の利率で住宅融資を受けた者が支払う当初6年間分の利子額
鳥取県西部地震被災者向け災害 復興住宅建設資金貸付金利子補給	平成12年度から 平成21年度まで	鳥取県西部地震により被災した住宅を建設・補修するため、県が金融機関と協調して融資する鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金を借り受けた者が支払う当初6年間分の利子額
平成12年鳥取県西部地震被害に 伴う警察施設災害復旧費	平成13年度	26,479

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
専 修 学 校 等 奨 学 資 金 貸 付 金	平成13年度から 平成15年度まで	21,060 ^{千円}	専 修 学 校 等 奨 学 資 金 貸 付 金	平成13年度から 平成15年度まで	27,528 ^{千円}

第4表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
防 災 総 務 費	42,000 ^{千円}		%		68,000 ^{千円}		%	
砂 防 費	4,149,000				4,792,000			
耕 地 災 害 復 旧 費	124,000				53,000			
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	109,000				37,000			
治 山 施 設 等 災 害 関 連 事 業 費	284,000				611,000			
漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	151,000				250,000			
建 設 災 害 復 旧 費	1,404,000				2,748,000			
港 湾 災 害 復 旧 費	58,000				352,000			
住 宅 災 害 復 旧 費	160,000				112,000			
県 立 施 設 災 害 復 旧 費	500,000				700,000			
救 助 費	0				89,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より資金運 用部、郵政 省その他よ り借入れす るものとし る。ただし、 事業又は県 財政の都合 により起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 延べて起債 することが できる。	10 以内	借入年度か ら1年すえ 置き、じ後 29年度間に 償還するも のとする。 ただし、県 財政その他 の都合によ りすえ置き 及び償還年 限を短縮又 は延長して 起債し、あ るいはすえ 置き又は償 還期間中で あっても償 還年限を短 縮し、延長 し、又は繰 上償還を行 い、若しく は借換えす ることがで きるものと する。

環 境 保 全 費	0			12,000	同	上	同	上
警 察 施 設 費	0			5,000	同	上	同	上
交 通 指 導 取 締 費	0			6,000	同	上	同	上
都 市 災 害 復 旧 費	0			2,000	同	上	同	上
計	57,443,000			60,299,000				

平成12年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成12年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ851,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		104,600	31,464	136,064
	1 一 般 会 計 繰 入 金	104,600	31,464	136,064
歳 入 合 計		819,905	31,464	851,369

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		707,834	31,464	739,298
	1 事 業 費	707,834	31,464	739,298
歳 出 合 計		819,905	31,464	851,369

平成12年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成12年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ888,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 県 債		千円 0	千円 62,000	千円 62,000
	1 県 債	0	62,000	62,000
歳 入 合 計		826,491	62,000	888,491

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 826,491	千円 62,000	千円 888,491
	1 事 業 費	826,491	62,000	888,491
歳 出 合 計		826,491	62,000	888,491

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事 業 費	1 事 業 費	12年港湾災害復旧費	千円 42,000
計			42,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾災害復旧費	千円 0		%		千円 62,000	証書借入れ 又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10 以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行

								い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	0				62,000			

平成12年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成12年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成12年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 電気事業費	2,259,168千円	3,449千円	2,262,617千円
第1項 営業費用	1,596,614千円	3,449千円	1,600,063千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	603,036千円	3,164千円	606,200千円

平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	976,115千円	3,183千円	979,298千円
第1項 営業費用	750,448千円	3,183千円	753,631千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	160,383千円	2,898千円	163,281千円

平成12年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成12年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成12年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 埋立事業費	1,140,367千円	67,314千円	1,207,681千円
第1項 営業費用	1,140,355千円	67,314千円	1,207,669千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	22,229千円	1,344千円	23,573千円

